

こんにちは！ 室長の工藤です。

皆さんは「青森城代」という言葉を耳にしたことがありますか？

藩政時代の前期、17世紀の後半に大道寺宇左衛門と進藤庄兵衛のふたりがこの職に就いたと、19世紀に編まれた記録に出てきます。そして、この「青森城代」という役職は、当時の青森町政にとってはかなり重要なポストであったと評価されています。

ところが、少し冷静になって考えてみると疑問が湧いてきませんか。日本史の辞典によれば、「城代」とは「城主の留守中に代わって城を管理する者」とあります。これを弘前藩に置き換えると、「城」は弘前城でその「城主」は弘前藩主となります。そこで、「青森城代」を理解するとすれば、まず「青森城」が存在することが前提となります。果たして青森に「城」は存在したのでしょうか？

そしてもうひとつ。藩政時代の公文書の中に「青森城代」という文言は出てこないのです。さらに、例えば、進藤庄兵衛は延宝元年（1673）に青森城代に就いたといわれているのですが、少なくとも延宝6年までは青森に常駐していた形跡がありません。青森に常駐せずして「青森城」の留守を管理することなどできるのでしょうか？

実は、こうした素朴な疑問にはまったく意を払うことなく、100年以上にわたって青森市の歴史叙述は「青森城代」を自明のものとしてきました。ふたつの謎解き…後者は簡単に説明がつきます。というのは、初代の大道寺宇左衛門は、「青森支配」を命じられ青森町に常駐します。彼の居所は「青森屋敷」と呼ばれ、後に藩主の宿泊所となった「御仮屋」（現在の青森県庁の位置）です。一方、進藤庄兵衛の方も天和2年（1682）9日に「青森支配」を命じられています。ですから、青森城代と後に称されるのは、この「青森支配」を指すものだとみていいでしょう。



県庁構内にある「御仮屋跡」の碑

次に、「青森城」についてですが、こちらは少々複雑なので結論だけを記します。藩政時代の前期、弘前藩庁による青森町の建設は、南部氏に備えるための築城計画（外浜への築城構想）を背景とするという伝承が伝えられていました。つまり、「青森城代」はこの築城計画を踏まえた「青森城」に由来するもので、役職名の前提「青森城」は実在するものではないのです。

「青森城代」とは弘前藩の支配機構として実際に存在したものではなく、「青森支配」といういわば非常時のポストが、青森（外浜）への築城計画という伝承と結び付き創出されたものなのです。